

日常生活用具の種目（リフト・手すり・住宅改修等）

☆・・・介護保険優先品目

作成日：2022/03/08

種目	対象者		性能等	基準額	耐用年数	
	等級	年齢				
☆移動用リフト	下肢 体幹 移動	1・2級	3歳以上	身体をつり上げるか体重を支える構造で、 自力での移動が困難な方の補助をするもの ※住宅改修を除く	159,000円	4年
☆移動・移乗支援用具	下肢 体幹 移動 平衡	1～3級	3歳以上	転倒防止、立ち上がりや移乗動作の補助の機能があるもの (手すり・介助バー・スロープ等) ※住宅改修を除く	60,000円	8年
☆居宅生活動作補助用具 (改修工事費含む)	下肢・体幹・移動機能障害3級以上 ※特殊便器への取替えを行う場合は 上肢機能障害1・2級		6歳以上	障害者の移動等を円滑にするために手すりの取り付け等設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1回のみ (注1)

※注1・・・転居した場合はこの限りではありません。